

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	第3回 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会	
事務局(担当課)	保健福祉部 福祉総務課	
開催日時	令和3年4月28日(水) 18時00分～19時07分	
開催場所	豊島区役所本庁舎 5階 510会議室(オンライン開催)	
議 題	1. 開 会 2. 議 事 (1) (仮称) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例 について (2) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画について 3. その他 (1) 今後のスケジュール(案)	
公開の 可否	会 議	公 開 傍聴人数0人
	会 議 録	公 開
出席者	委 員	天貝勝己、飯田健太郎、石川敏之、井藤智子、岡孝、笠原美和子、岸和正、澤田潔、田中英樹、富永忠祐、橋本早苗、松浦初枝、松本紀生、吉田康二
	幹 事	福祉総務課長(総合高齢社会対策推進室長兼務)(事務局)、障害福祉課長
	そ の 他	社会福祉協議会地域福祉推進課長、 社会福祉協議会福祉サービス権利擁護支援室長
	事 務 局	福祉総務担当係長(計画)、高齢者福祉担当係長(地域ケア)、 福祉総務課主事(計画)

<開 会>

委員長： ただいまから、第3回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会を開会いたします。

それでは、事務局より、配付資料について、お願いします。

事務局： 本日も、前回に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインにより行います。発言の際の注意事項ですが、マイクをオンにし、挙手をして、名乗っていただいてから、ご発言をお願いします。また、発言が終わりましたら、必ずマイクをオフ（ミュート）にさせていただきますよう、お願いします。

それでは、事前にお送りしました資料の確認をさせていただきます。

（事前配付資料の確認）

なお、本日は記録作成のため、会議の様子を撮影させていただきたいと思っておりますので、ご了承のほど、よろしくお願ひいたします。

委員長： 次に、本日の欠席者について、事務局よりお願いします。

事務局： 本日は、安倍委員より欠席のご連絡をいただいております。幹事につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、案件のある課長のみ、出席しております。

また、ご質問によりましては後日の回答となりますことを、あらかじめご了承のほど、よろしくお願ひいたします。

出欠確認は以上でございます。

委員長： 次に、本日の傍聴者について、事務局、いかがでしょうか。

事務局： 本日の傍聴の申込みはございませんでした。

委員長： 次に、第2回専門委員会の会議録について、事務局よりお願いします。

事務局： 資料1「第2回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会会議録」をご覧ください。こちらは、第2回の専門委員会において、速やかな会議録公開のため、委員長の確認後、区のホームページで公開することについて、ご了承いただいているところでございます。

委員の皆様におかれましては、内容をご確認の上、修正等がございましたら、いつでも構いませんので、事務局までお知らせください。公開している会議録の差し替え等の対応をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

委員長： それでは議事に入ります。

<議題>

2（1）（仮称）豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例について

委員長： 「（1）（仮称）豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： （資料2説明）

委員長： 僅か10条の短い条例の中で、豊島区らしさをどこに入れ込むかというところですが、まずは、前文で、若干ですけれども、権利擁護に取り組んできたという豊島区の特徴について述べています。その上で、目的や理念、そして区の責務や関係者の努力、国民の理解と協力、あるいは相互の連携ということで、基本となる項目は大体網羅できているかと思ひます。

これについて、委員の皆様からご意見、あるいはご質問等をいただきたいと思ひます。ご発言される方は、ミュートを解除して、お名前を言っただいて、発言をお願いします。

す。

委員： この条例を拝見して、おおむね、大変よくできていると思いました。ただ、1点気になったのは、前文のところでございます。前文の2行目について、おそらく、成年後見制度の利用の促進に関する法律の第1条を参考にお作りになっているものだと思いますが、障害のある方が、高齢の障害のある方に限定されているように読める文章になっています。すなわち、障害のある方の高齢化が見込まれていて、これを社会全体で支え合うことが喫緊の課題であり、後見制度はそのための大変重要な手段です、と読めてしまいます。いわゆる高齢でない知的障害者の方、精神障害者の方が、ここには入ってこないような文章になっていますので、少し気になりました。

委員長： 私も今お話を聞いて、まさにそのとおりだと思いました。認知症と加齢に伴う判断能力の問題だけでなく、障害を起因とした判断能力の問題についても、権利擁護が求められています。障害のある方の高齢化という、高齢化のかけり方が少し違うと思いますので、ここは修正させていただくということで、事務局、よろしいでしょうか。

事務局： かしこまりました。こちらは手直しをさせていただきたいと思います。

委員長： その他の箇所、あるいは内容につきまして、いかがでしょうか。

委員： 8条の2項で、協議会の構成について書かれていて、協議会の構成員に成年後見人等も含まれるように書かれていますが、この成年後見人等というのは、実際に担当している後見人等が入ってくるという理解でよろしいのでしょうか。

委員長： 事務局、回答をお願いいたします。

福祉総務担当係長： こちらの部分につきましては、改めて確認させていただきます。

委員長： それでは、こちらは一旦保留ということでよろしいでしょうか。

ほかに、確認事項や質問等がございましたら、ミュートを解除してご発言ください。いかがでしょうか。

委員： やはり第8条なのですが、「成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者等」について、具体的にどのようなところを指しておられるのか、少し不明瞭かと思いましたが、教えていただけたらと思います。

委員長： 特に、実施機関と関連事業者等というのは、どこをイメージして、このような表現になっているのかということですね。

事務局、ご回答をお願いいたします。

福祉総務担当係長： 成年後見等実施機関につきましては、中核機関をイメージしております。成年後見関連事業者については、法律に規定されております。こちらの協議会の構成員につきましては、計画で具体的に書いてはいますが、それでも分かりにくいということであれば、この条文をより分かりやすい表現に変えたいと考えております。

委員長： 確かに、どこを言っているのかが分かりにくいかと思しますので、そこを修正していただくということでよろしいでしょうか。

福祉総務担当係長： はい。次回、改めましたものを皆さまに見ていただきたいと思います。

委員長： その他の箇所等でご質問、疑問点等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

委員： 同じく、第8条第2項の「成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者等により」というところについて、法律の第8条第2項では、「成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携」となっております。成年後見関連事業者以外の関係機関との

連携ということで、その他の関係者というのも、この第8条に入れておいたほうが良いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長： その他の関係者が入っていないので、その他の関係者も入る余地は残したほうが良いのではないかということだと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： おっしゃるとおりかと思いますが、そのような文言も入れた形で修正したいと思います。

委員： 成年後見等実施機関と成年後見関連事業者については、法律で規定されている文言を持ってきたという理解だったのですが、そうではないということですか。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 今、委員がおっしゃったように、成年後見等実施機関ですとか関連事業者については、条例の第4条で法に基づくと規定していますが、第8条の第2項の協議会の構成が、この条文の中で分かりにくいというご意見もありましたので、そこは、区民の方が見ても分かるような形に修文をした上で、6月の委員会で改めてご確認をいただければと思っています。

委員長： とても大事なところなので、分かりやすくしていただくということでよろしいかと思います。その他、いかがでしょうか。

委員： 前文の、先ほどご指摘のあった箇所が続く文章のところで、「判断能力が十分でない方の日常生活や財産管理を社会全体で支え合う」とありますが、財産管理を社会全体で支え合うという表現が、少しずれているような感じがするので、もし表現を工夫できれば、ご配慮いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

委員長： 事務局、これについてはいかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 法律の第1条に財産の管理という表現がありますが、それはそれとしまして、豊島区の条例の前文でありますので、より分かりやすい表現で次回、お示ししたいと考えております。

委員長： 法律にも、社会全体で支え合うという言葉は入っているかと思いますが、豊島区版としてもう少し分かりやすい言葉を考えるということでもよろしいでしょうか。

委員： 今のところで追加なのですが、法律では、財産の管理に支障がある者を支え合うという形になっているところが、この条例では、財産管理を支えるという形になっているので、表現がずれているかなと思い、気になりました。

委員長： 表現を正確にするということで、検討していただくことになるかと思いますが、その他、いかがでしょうか。

委員： すごく細かいことなのですが、前文の2行目の「一方で」というのは、どういったことで入っているのか、少し気になりましたので発言させていただきました。

委員長： 「一方で」という表現が、国語的に合っているのかというところですが、事務局、何かご見解がございましたら、お願いします。

福祉総務担当係長： この前文をつくりましたときに、区の法規担当からも、この「一方で」という表現が適当なのかどうかという指摘がありました。今、委員からご意見もありましたので、前文の全体の流れを踏まえまして、表現について改めて考えさせていただきます。

委員長： 「一方で」というと、その前の文とは全く違うものを述べる場合に使うかと思いますが、この流れの中で「一方で」というのは違和感があるということですね。表現は変えるという

ことになるかと思えます。よろしいでしょうか。

他に、いかがでしょうか。

委員：今の点ですが、単純に「一方で」を削除すれば、文章として問題ないのではないのでしょうか。

委員長：「一方で」を入れなくても、確かに文章としては通じる気がします。事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長：「一方で」は取った形で、もう一度全体の流れを見まして、表現を考えたいと思います。

委員長：他に気がついた点等、いかがでしょうか。

事務局：今回、委員からご指摘いただいた箇所について、次回の専門委員会で改めてお示しをさせていただきます、ご議論いただきたいと思います。

委員長：承知いたしました。次回までに、ご指摘のあった部分を修正したものを再度お見せして、そこでもう一度ご議論いただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長：では、そのように進めさせていただきます。

委員：できれば次の会議前には、あらかじめ資料をご送付いただきますようお願いいたします。

委員長：資料の事前送付について、事務局、よろしく願いいたします。

事務局：承知いたしました。よろしく願いいたします。

(2) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画について

委員長：次に、議題の「(2) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料3説明)

委員長：委員の皆様より、ご意見、ご質問等を受けたいと思います。ご発言する際は、ミュートを解除して、名乗っていただいてからお願いします。

委員：中核機関の在り方については様々な形態があるという中で、今回サポートとしまに委託するという方式を決定されたということについては、サポートとしまの高い専門性を発揮できる非常にすばらしい形態だと思いますので、賛成いたします。

委員長：サポートとしまに関連しまして、豊島区民社会福祉協議会の事務局長、補足をしていただければと思います。

委員：この計画には、社会福祉協議会が大きく関わることとなりますので、職員全員が責任感を持って、一丸となってやっていきたいと考えております。また、計画の25ページに、社会福祉協議会による法人後見の促進とありますとおり、マンパワー、それから財源も含めて、今以上の困難事例について、どの程度、法人として後見活動ができるのか検討していかなければならないと思っております。今の法人後見の内容ですと、かなり制約があるため、ある程度、簡易なケースについて法人後見を受けているという実績がございますけれども、それを超えてやっていきたいと考えております。

委員長：他に、ご質問、ご確認したい点がございましたら、引き続き、挙手にてお願いしたいと思います。

委員：中核機関のところで、委託範囲は豊島区と豊島区民社会福祉協議会が協議の上決定すると

あります。この部分について、市区町村が策定する基本計画は、国の計画よりも具体的にす
るという大前提があると思うのですが、全体的に具体性が足りないのではないかという印象
を受けます。具体的にどうするのかという点について、これ以上の書き込みはできないもの
なのかどうか、確認です。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： ここはポツの二つ目で、豊島区社会福祉協議会に委託して実施しますという
ところで、最初は書き留めていたのですが、そうしますと、中核機関の運営や機能も全て含め
て社協に委託をすると読めてしまいます。今後、中核機関を含めて成年後見制度の全体構想
をどのようにしていくのかという視点で考えたときに、やはり区が持つておくべき機能、役
割がありますので、委託の範囲はという、限定的な書き方にしております。まだ委託の範囲
が決まり切れていないところがありますので、協議の上決定という表現になっております。

委員長： 要するに、中核機関の運営について委託するのは間違いないのですが、その業務内容につ
いては、豊島区が直接関わる部分もありますので、その仕分けがまだ済んでいないというこ
とですね。どの部分を委託にして、どの部分を豊島区が直接責任を負うのかということの整
理について今後協議し、具体化が図られるということだと思いますが、事務局、そのような
理解でよろしいでしょうか。

福祉総務担当係長： そのとおりでございます。

委員： そうしますと、仕分けの部分というのは、また別に示されるという理解でよろしいのでし
ょうか。この計画には盛り込めないけれども、中核機関の役割分担のところは一番大切だと思
うので、それが何で示されるのかということをご教授いただければと思います。

委員長： 事務局、お願いします。

福祉総務担当係長： 6月の時点で、役割・機能について、できる範囲で方向性をお示ししたいと考
えております。

委員長： そんなに長い時間をかけて、年単位で検討することではございませんので、おそらく数か
月ほどで、整理されていくと思います。よろしいでしょうか。

他に、ご意見はいかがでしょうか。

委員： 社会福祉協議会が中核機関を担っていただけるということで、とても安心感があります。
確認ですが、例えば、最初は専門職が後見人になったけれども、継続的な支援をしていく中
で、やはり法人が後見人になったほうが良いのではないかといたように、体制がいろいろ
変わることもあると思うのですが、そういうことがあっても、中核機関に情報が集まり、チ
ームが一丸となって考えていけるという方向だと理解してよろしいのでしょうか。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： そうした移行も含めて、より適切な受任者調整が候補者調整会議で検討してい
ければと、案として考えているところでございます。

委員長： その他、いかがでしょうか。

委員： 30ページの主な取り組みの、②関係者への周知・啓発というところで、ケアマネジャー
が判断能力の衰えた方への意思決定支援を行わざるを得ない現状に対して、周知・啓発とい
うことで盛り込んでいただいております。

ちなみにですが、4月の介護保険の制度改正で、介護支援、ケアマネジャーの加算の方に、
通院時情報連携加算というものが載せられております。こちらは、診察の場にケアマネジャ

一が同席し、心身の状況や生活環境などの必要な情報を医師に伝えるとともに、医師から受けた情報をケアプランに記録することなどで、月に570円ぐらいですが加算になるというものです。これを受け、ますますケアマネジャーも今後関わりが深くなっていくかと思いません。

先ほど、豊島区民社会福祉協議会と豊島区の役割分担を明確にし、もう少し計画に具体的なところを盛り込んでいくという話がありましたので、それで良いとは思いますが、なぜ関係者への周知・啓発が必要かというところを盛り込んでいただいたら良いのかなと思いません。参考資料としてつけていただいた法律の附則の第2条に、認知症である高齢者、知的障害者等が必要な医療・介護を受けられるようにするための支援の在り方について、第11条第3号の規定による検討との整合性に留意しつつとあるので、早期発見や制度の理解だけではなく、必要な医療・介護等を受けられるようにというのを付け加えておいた方が、ケアマネジャーにも分かりやすいかと思いません。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 今のご意見を踏まえました形で、関係者への周知・啓発のところを修正したいと思いますので、次回、またご確認のほど、よろしく願いいたします。

委員長： この制度を活用することによって、どういうメリットが生じているのかということは、非常に大事なポイントかと思いませんので、お願いいたします。

その他について、いかがでしょうか。

委員： 27ページの任意後見等の利用促進というのは、中核機関となるサポートとしまが中心となって利用を進めるということなんでしょうか。

福祉総務担当係長： まず、利用の促進ということで、こういう制度があることの周知から始めまして、その方の判断能力の状況に応じまして、適切な制度利用につながるような形を考えております。

委員： 仮に、サポートとしまが保佐、補助などの法定後見を使うまでもなく、もう少し自由にサポートができるのではないかとということで、任意後見についてアドバイスをしたとします。その場合に、要保護者側は、ではどういう人が任意後見受任者になってくれるのか、当然質問すると思います。この利用促進という段階では、人材のストックについてまでは考えていないのでしょうか。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

高齢者福祉担当係長： ご指摘いただいたところにつきましては、スタートの段階で整えることは難しいと思いますが、地域連携ネットワークを構築することにより、人材の確保にもつながっていくと考えております。

委員： オーストリアでは、障害者権利条約にいち早く反応しまして、新しい成年後見制度を導入しました。オーストリアにもサポートとしまのような成年後見センターがあるのですが、センターでは、費用がかかるため、法定後見は使わないようにしてもらいたいと言っているようです。今後の流れの中で、この任意後見についても手直しが必要なのかもしれませんが、もし今後、任意後見を中心に支援していくという方向に行くのであれば、一番重要なのは人材のストックだと思っています。その点だけ気になりましたので、将来の問題点の一つとして、事務局には理解していただければ結構でございます。

委員長： 任意後見についても、利用が広がっていないのは事実で、どのように広げるかということ

は大事な論点だと思いますので、今の課題については受け止めていきたいと思います。事務局、よろしいでしょうか。

福祉総務担当係長： 課題があるということで、受け止めました。以上でございます。

委員長： 他に、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

委員： 19ページと28ページに関連して、利用者がメリットを実感できる制度の運用の施策2の③適切な後見人候補者の選定について、国の計画には、利用者がメリットを実感できるようにということで、柔軟な後見人等の交代という記述もあったと思います。それを入れ込んだ方が良いのではないのでしょうか。

それから、やはり28ページの③のところ、選定にとどまっていますが、国の計画では、地域連携ネットワークの中で柔軟な交代を行っていくことが期待されていて、そこに家裁との十分な意思疎通、情報共有といったものが盛り込まれていたと思いますので、その辺りについても触れていただく方がよろしいのかなと思いました。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： その方の状況に応じた柔軟な交代というのは、国の計画にも書かれております。今いただいたご意見を踏まえまして、区の計画にも反映させたいと考えております。

委員長： 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。先ほども言いましたが、今日で確定ではございませんので、また具体化が進んだ時点で、再度検討するということになっていくかと思っております。今のところはこれまででよろしいでしょうか。ご指摘の点については、修正、加筆をしていただくことになるかと思っております。

それでは、事務局として、今の基本計画に対するご意見について、総括的にご答弁をいただければと思います。いかがでしょうか。

事務局： これから社会福祉協議会に委託をするというところで、事務局内でもいろいろと意見交換をしながら、進めているところでございますが、まだまだ固まり切れていないところもあります。いただいたご意見を踏まえて、次回の6月までに可能な限りお示しをして、委員の皆様方にご議論いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

<その他>

3 (1) 今後のスケジュール (案)

委員長： 本日予定されている議題は以上ですが、事務局より何かあればお願いします。

事務局： (事務連絡)

委員長： 委員の皆様より、確認しておきたいことはございますか。

委員： パブリックコメントの実施とありますが、これは条例素案と計画素案を出して、区民の方にパブリックコメントを求めるということでしょうか。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 区民の方を対象に、広報やホームページで、条例と計画のそれぞれの素案についてパブリックコメントを実施します。いただいたご意見を踏まえて修正を行い、第5回の専門委員会委員の方にまたご確認いただくという流れで考えております。

委員： 要するに、一般の人にコメントを求めるという趣旨ですね。

福祉総務担当係長： そのとおりでございます。

委員長： 他には、よろしいでしょうか。
それでは、これにて本日の専門委員会を閉会といたします。

提出された資料等	<p>【事前配付資料】</p> <p>次第 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会委員名簿</p> <p>資料1 第2回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会会議録</p> <p>資料2 (仮称) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例素案 について</p> <p>参考 成年後見制度利用の促進に関する法律</p> <p>資料3 豊島区成年後見制度利用促進基本計画素案について (案)</p> <p>資料4 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会スケジュール (案)</p> <p>資料5 第2回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会における委員 からの意見・質問一覧</p> <p>第3回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会資料等における 意見・質問票</p>
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------